

令和4年6月29日改正

定 款

株式会社T B グループ[°]

株式会社T B グループ定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社T B グループと称し、英文では、T B G R O U P I N C. と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当会社は、本店を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 携帯端末による電子財布の企画・開発・製造・販売・保守
- 2 情報ネットワークシステムの企画・開発・製造・販売・保守
- 3 情報通信システム機器および周辺機器の企画・開発・製造・販売・保守
- 4 LED照明および関連システムの企画・開発・製造・販売・保守
- 5 デジタルサイネージ、LED表示機の企画・開発・製造・販売・保守
- 6 電気工事、各種機械製造工事の設計・施工及び工事監理事業
- 7 電子レジスター、POSシステム、その他精密機械器具の企画・開発・製造・販売・保守
- 8 健康・医療機器の企画・開発・製造・販売・保守
- 9 映像・音響・文字等を使用したコンテンツの企画・開発・制作・販売・保守
- 10 広告、宣伝に関する企画・制作および代理店業務
- 11 医療ツーリズムにかかる企画・開発・販売
- 12 介護福祉用品、介護福祉用機械・器具の企画・開発・製造・販売・保守
- 13 セキュリティ機器・システムの企画・開発・製造・販売・保守
- 14 ホテル・旅館・簡易宿泊所、病院・診療所、飲食店・店舗等企画・設計・施工業
- 15 ホテル・旅館・簡易宿泊所・飲食店の経営
- 16 カプセルベッドの製造・販売
- 17 ソフトウェアの開発・販売および情報処理提供サービス業
- 18 電気機械器具および電子機械器具の製造・販売
- 19 不動産の売買・賃貸・管理
- 20 古物売買業
- 21 自動車運送取扱業
- 22 総合リース業・レンタル業
- 23 保険代理店業
- 24 労働者派遣事業
- 25 有料職業紹介事業
- 26 前各号にかかる研修およびコンサルティング業務

27 前各号に附帯関連する一切の業務

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2千万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。

② 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(買収防衛策の導入)

第17条 株主総会においては、法令または定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行う

ことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、これを株主総会の日から10年間本店に、その写しを株主総会の日から5年間支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(顧問、相談役)

第29条 取締役会の決議により、顧問または相談役を置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規程により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第38条 当会社は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(配当金の支払)

第42条 当会社は株主総会の決議によって、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を支払う。

② 前項の配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、その支払の義務を免れる。配当金には利息をつけない。

附 則

1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日（以下施行日という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
3. 本条は施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。

(沿革)

附 則（昭和21年10月30日創立総会決定）抄
この定款は、昭和21年10月30日から施行する（第1条商号・株式会社富士製作所）。

附 則（昭和36年7月10日総会決定）抄
第1条の改正規定（商号・株式会社スター）は、昭和36年7月10日から施行する。

附 則（昭和50年11月29日総会決定）抄
第1条の改正規定（商号・サン機電株式会社）は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年8月25日総会決定）抄

第1条の改正規定（商号・東和サン機電株式会社）は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（平成2年5月2日総会決定）抄
第1条の改正規定（商号・東和エスボ株式会社）は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成2年12月20日総会決定）抄
第57期営業年度は、第31条の規定にかかわらず、平成2年10月1日より平成3年3月31日までの6か月間とする。

附 則（平成3年6月27日総会決定）抄
第1条の改正規定（商号・東和メックス株式会社）は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成23年6月29日総会決定）抄
第1条の改正規定（商号・株式会社T B グループ）は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成30年6月29日総会決定）抄

第6条及び第8条の変更は、平成30年10月1日から施行する。